

### ・電子的診療情報連携体制整備加算（加算3）

当院は、医療DX推進の体制に関する以下の事項について、施設基準を満たしております。

- ・当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及び点数を記載した詳細な明細書を、患者様に無料で交付しております。

### ・一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が供給しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点等ございましたら、当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

### ・外来感染対策向上加算

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っております。

- ・感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的実施します。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けて対応します。
- ・抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用します。
- ・標準感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成して、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
- ・外来感染対策向上加算（患者様1人につき、初診再診問わず月1回6点）に加え、発熱者など感染防止対策を講じた上で初診/再診を行った場合、月1回に限り20点を算定します。

### ・ベースアップ評価料について

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための国の取組です。これにより、患者の皆様のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く看護職員等の賃上げに全て充てられますので、ご理解下さいますよう、何卒宜しくお願い致します。

（※令和8年6月から、点数の変更（初診（6点→23点）・再診（2点→6点））ならびに賃上げの対象職員が、医療機関に勤務する職員（事務職員を含む）となります。）

### ・物価対応料

令和8年6月の診療報酬改定に伴い、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設されました。初診・再診時に所定の点数が加算されます。

### ・生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）

当院では、糖尿病・高血圧症・脂質異常症を主病とする患者様に対して、療養計画書に基づく生活習慣に関する総合的な治療管理を行っております。患者様の状態に応じ、以下の対応が可能です。

- ・28日以上長期の投薬を行うこと
- ・リフィル処方箋を交付すること